岡第一農委公示第１９９号

公　　示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和８年１０月５日

岡山市第一農業委員会
会長　黒田　栄三郎

記

1　農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
岡山市北区御津河内2532番1	田	1956	所有権	第33条第1項	藤原　省二
岡山市北区御津河内2532番2	田	1131	所有権	第33条第1項	藤原　省二
岡山市北区御津河内2478番3	田	2305	所有権	第33条第1項	藤原　省二

農地法第33条第1項　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2　この公示は、農地法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）

3　上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（1）申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

（2）当該農地の所在、地番、地目、面積

4　また、この公示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

農地法第32条第3項に基づく申出書

令和　　年　　月　　日

岡山市第一農業委員会会長　様

住所：

氏名：

連絡先：
（携帯電話等）

農地法第32条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1　農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)
岡山市北区御津河内2532番1	田	1956.00
岡山市北区御津河内2532番2	田	1131.00
岡山市北区御津河内2478番3	田	2305.00

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2　権限を証する書類（別添）

（1）

（2）

（3）